	世 覧	投長	教頭	事務長	庶務係長	ŧ	Æ	担当者
	保存年限区分	介和元年	度企前期心	じめ対策総	点検 評価	表		
	1-3-5-10-水-()	军我\	UNIN	(堀)				24
	公開・非公開区分	137		进	3.55			
学校名	農栄高校 開	例を	锥	月	H			
訪問日時 訪問者	令和元年 7月	5日(金)	8時35分	}~10時05分		// 110	1977	

訪問者

為長·非教頭〉推薦教諭(生徒指導主事) 対応者 DE DE DU RO 評価基準 群価 自校化され、既に運用されている いじめ防止基本方針のマ ニュアルの自校化が図ら れている В 自校化に向け、案を作成している A 自校化案の着手がされていない 推進教員が情報を集約し、校長の指示の下すぐに校内委員会 (少 人数の打ち合わせ合わ) が開催されている 校長のマネジメントの 下、いじめ対策推進教員 が有効に機能している 推進教員が情報を集約しているが、校内委員会(少人数の打ち合 わせ含む)の開催に時間が掛かっている。 (2) A 10 以下のような状態にある。 推進教員に情報が上がらない状態。 校長が推進教員に任せ放しの状態。 校内委員会が開催されない状態。 組織力の C Æ: 推進教員が情報を集約し、校長の指示の下すぐに校内委員会(少 人数の打ち合わせ含む)が開催されている 生徒アンケートは、すぐ に確認し、急を要するも のは迅速に対応されてい 推進教員が情報を集約しているが、校内委員会(少人教の打ち合 わせさむ)の開催に時間が掛かっている。 (3) . A 以下のような状態にある。 推進教員に信報が上がらない状態。 校長が推進教員に任せ放しの状態。 校内委員会が開催されない状態。 校内研修の実施時期、内容が決まっている。 いじめ対応に関する校内 研修を年2回以上、実施す B 校内研修の実施する内容、時期いずれかが未定の状態 教職 A 8. 14 ・校内研修の実施する内容、時期いずれかが未定の状態・内容がいじめから離れているなど不適当なものが予定されている。 C 10 微 ¢¢. 46 8割以上の数員が 2条、23条、29条の内容と条文を理解している。 排 等力 教員がいじめ防止対策権 8割以上の教員が (2) A 進法を理解している 2条、23条、28条の内容をしっかりと理解している。 対 むり 2条、23条、28条の内容を理解している教員が8周以下 C on 14 全ての案件について適切にいじめと認知している。 法の定義、県の基本方針 に沿っていじめを認知し ている (3) いじり、けんかと判断したり、いじめと思われる行為があるが、 被害生徒がいじめと感じていないとしていじめを認知しなかった A C 持ち帰らせ書かせ、匿名のアンケートも定期的に行っている いじめに関するアンケー 持ち帰らせ書かせる、匿名のアンケートを行うなど、何かしら生 徒が書きやすいじ実を行っている (1) トについて、書きやすい 工夫がされている В A アンケートは行っているが、全て記名式でその場で紀入の上、回 収しか行っていない C 学級担任以外、生徒が希望する教職技と相談できる仕組みが構築 A やす 定期的な教育相談が行わ 3 アンケート結果等をふまえ、学級担任を中心に定期的な相談を実 (2) В れ、生徒の悩みを把握す る機会を設けている A 而談は実施しているが、進路や学習に関する相談のみで生活に関 する相談が実施されていない。 c 全校集会等でSCを紹介し、IDプリント等の配付時には、担任等か ら一言周知を行っている。 生徒にSCを紹介したり、 県の相談窓口(電話、 メール、SNSなど)の周知 に努めている。 (3) В A評価に対して片方のみしている。 A SCの紹介(面通しする)をしておらず、プリントも配付するだけ C で、周知等はしていない。

令和元年度 前期いじめ対策総点検 評価表

4			校ざいじめ対策や組織に ついて、保護者に関加し ている。	٨	学校基本方針をホームページに掲載したり、配付をするととも に、PTA総会など保護者が集まる際に、その説明をしている。		
	作護者との連携	(D		В	学校基本方針をホームページに掲載したり、配付をするなどして 周知に努めている。 (前のみでもおとする)	A	
				C	学校基本方針がボームページに掲載されていない		
		(2)	いじめ認知時には被害加 害双方の保護者に連絡を 人れ、連携を関っている	٨	接害保護者のみでなく、知害への連絡や対応を拒む保護者を設計 し、全て保護者に連絡をした。	А	
				В	接害保護者には全て連絡をした(内得等特別な事情を除く)が、 接害生徒の要望等で加密生徒に連絡をしないことがあった。		
				С	被害促患者からの要望が無いのに、加害促進者に連絡しないこと があった。 度得等特別な事情がないかに、被害保護者に連絡しないことが あった。(Cの×)		
5		(1)	いじめの主然時間に向け て、自接独自の換組を実 端する。	٨	評価Bの他に、生徒主体の取和や、いじめ時止に特化した取組が 実行、計画されている		
	#: 2% 87 #:			В	例年通り行っている版組 (SSS譜序) などに、いじめの視点を担な 人れて実施する計画がされている。	A	
				c	いじめに関連する取組の計画がされていない。		